しながわ生活応援事業実施要綱

制定　令和８年４月１日区長決定
要綱　第１９号

（目的）

第１条　品川区（以下「区」という。）では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者などへの支援を主たる目的とした、区民生活の支援を行う。プリペイドカードを給付することで区民の手間を減らし、迅速な事業実施を図る。また、使用期限を設定することで、本来の目的である生活必需品など物価高騰への負担軽減への直接的な効果を持たせる。

（カードの交付）

第２条　区長は、この要綱の定めるところにより、区民１人につき、プリペイドカード（磁気的方法により次条に定める額が記載された代金または料金の支払いに使用することができるカードをいう。以下「カード」という。）を１枚交付する。

（カードに記録する額）

第３条　この要綱により交付するカードに入金する額は、１枚当たり５,０００円とする。

（カードの有効期限）

第４条　カードの有効期限は令和９年１月３１日とする。

２　有効期限までに使用されなかった金額については全額失効するものとする。

（交付対象者）

第５条　カードは、次に掲げる者（以下「交付対象者」という。）に対し、交付する。

⑴　令和８年１月１日（以下「基準日」という。）において品川区の住民基本台帳に記録されている者

⑵　その他品川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める者

２　前項に掲げる交付対象者は、基準日をもって確定する。ただし、次に掲げる者は交付対象者としないものとする。

⑴　基準日以前に転出、死亡した等により、令和８年１月２日以降に住民基本台帳法施行令第８条（昭和４２年政令第２９２号）の規定により住民票を消除された者

⑵　転入または出生が基準日以前であるが、届出日が令和８年１月１６日以降である者

⑶　第１号に該当しない者のうち、要綱第６条の規定によるカードの郵送時または要綱第９条の規定によるカードの再発送時において、住民基本台帳法施行令第８条の規定により職権で住民票が消除されている者

⑷　次条の規定による郵送の結果、所在不明、転居先不明等の理由により、再発送が適当でないと品川区長（以下「区長」という。）が認める者

（交付方法）

第６条　カードの交付は、交付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて郵送することにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付対象者への住所での郵送による交付が困難であると認められる場合は、別

に地域振興部長が定める方法により交付するものとする。

（代理による受領等）

第７条　交付対象者に代わり、代理人として前条の規定による受領を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

⑴　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

⑵　親族その他の平素から交付対象者本人の身の回りの世話をしている者等で区長が特に認める者

⑶　カードの受領が困難であると認められる交付対象者を代理する者であって、別に定める基準に該当するもの。

２　前項の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、当該代理人は、区長に登記事項証明書、委任状等の代理権を有することを証する書類を提出しなければならない。ただし、親権者が未成年の子に係るカードの受領を代理する場合、その他区長が特に認める場合を除く。

３　区長は、前項のほか、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることの確認を行うものとする。

４　区長は、代理人が当該代理人本人であることの確認ができない場合または交付対象者と代理人との間の代理関係が確認できない場合は、当該代理人に対するカードの交付を行わないものとする。

（本事業に関する周知）

第８条　区長は、本事業の実施に当たり、交付対象者の要件、交付の手順等の事業の概要について、広報その他の方法による区民への周知を行う。

（交付対象者がカードを受領しない場合等の取扱い）

第９条　区長は、第６条の規定によりカードを発送した後、交付対象者の不在、所在不明等により当該交付対象者がカードを受領せず、当該カードが区へ返送された場合は、当該交付対象者に対するカードの受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、カードを再発送するものとする。

（辞退の取り扱い）

第１０条　次に掲げる者は交付を辞退したとみなす。

⑴　交付対象者が、受け取りの際に受け取り拒否したとき。

⑵　前条の規定によりカードを再発送した場合において、交付対象者の不在等によりカードが受領されず、当該カードが区に返送されたとき。ただし、令和９年１月７日までに当該交付対象者から申出があった場合は、再交付可能とする。

（給付の決定）

第１１条　交付対象者が前条に規定する辞退に該当しない場合は、交付対象者によるカードの交付を希望する意思表示があったとみなす。

（不当利得の返還）

第１２条　交付対象者またはその代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長

が定める期限までに、既に交付したカード（既にカードを使用している場合は、当該カードおよびその使用相当額）の返還をしなければならない。

⑴　偽りその他不正の手段によりカードの交付を受けたとき。

⑵　交付対象者またはその代理人の要件に該当しないにもかかわらずカードの交付を受けたとき。

（権利の譲渡または担保の禁止）

第１３条 カードの交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第１４条 この要綱の実施のために必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。